

那覇教第 520 号
令和 5 年 3 月 30 日

本市内就学前教育保育施設長 様

那覇市こども教育保育課長
(公印省略)

那覇市立認定こども園における避難情報等警戒レベル発令 時の対応ガイドラインの一部改正について(通知)

日頃から本市の教育・保育行政にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

この度、さらなる安全安心な教育・保育の提供を図るため、「那覇市立認定こども園における避難情報等警戒レベル発令時の対応ガイドライン」について、下記のとおり改正を行いました。

本ガイドラインについては、那覇市立認定こども園を対象施設としておりますが、市内の全就学前教育保育施設においても本ガイドラインを基準とし、災害発生時の安全対策に取り組んでください。

なお、施設周辺で災害等の被害が予想される場所や避難所の位置、避難経路等を十分に確認の上、本ガイドラインの活用を検討するとともに、災害発生時の安全対策について、事前に保護者に周知を行ってください。

また、実際に災害が発生し、園児や職員の生命に危険が迫る状況が確認された場合、一刻も早く各施設長の判断に基づき、命を守る避難行動を行ってください。

加えて、認定こども園及び認可保育所等の災害時情報共有システム対象施設におかれましては、同システム登録対象の災害が発生した場合、速やかに同システムにて被害状況の登録を行ってください。同システム対象外施設の認可外保育施設におかれましては、人的・物的被害が確認された場合、速やかに下記の連絡先まで電話または電子メールにて、被害状況報告を行ってください。

記

【主な改正点】

- ・本ガイドラインの適用範囲について、台風以外の災害を対象としていましたが、台風襲来時に対象に加えました。
- ・開園前の休園判断については、開園時刻前としていましたが、午前 7 時 30 分時点に変更しました。
- ・給食対応については、別添ガイドラインのとおり新たに記載しました。
- ・園と保護者の連絡体制については、避難場所や緊急時の引き渡し方法について書面で保護者と確認することや、保育業務支援システムや緊急メールにてお知らせすることを追記しました。

【連絡先】 那覇市こども教育保育課

TEL 098-861-2113

FAX 098-861-2114

E-mail KM-KYO001@city.naha.jg.jp